

公的支援の見直しの更なる強化策について

1. 必要性

本年7月、政府の法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」では、

文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する

とされたことを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策を早急に打ち出す必要がある。

2. 更なる強化策の概要

〔対象〕： 全ての法科大学院

〔主な指標〕： ① 司法試験の合格率（累積合格率、過去3年間の実績、未修者の合格率）
 ② 入学定員の充足率
 ③ 法学系以外の課程出身者・社会人受入れ状況
 ④ 地域配置、夜間開講状況

〔配分方法〕： 上記指標を総合的に勘案して3つの類型に分類し、それぞれに基礎額・加算の条件、加算率を設定して、公的支援の配分を決定

※加算額の算定の局面で「入学者選抜の競争倍率」を勘案し、額に反映

（参考）これまでの仕組み

課題を抱える法科大学院に対し、①司法試験の合格率、②入学者選抜の競争倍率、③入学定員の充足率の3指標の該当状況に応じて、国立大学法人運営費交付金及び私学助成といった公的支援の一部を減額。

「公的支援の見直しの更なる強化策」の基本的な考え方について

- ◎ 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき3つの類型に分類
- ◎ 各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定
- ◎ その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設

27年度

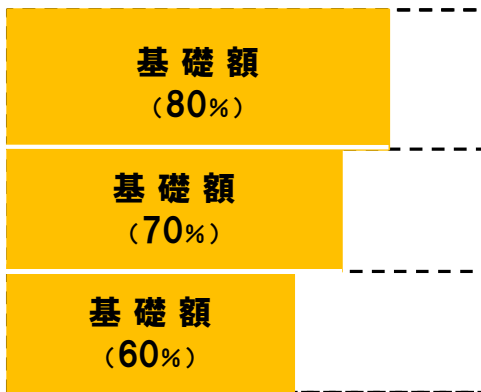
加算の可能性がある取組例

第1



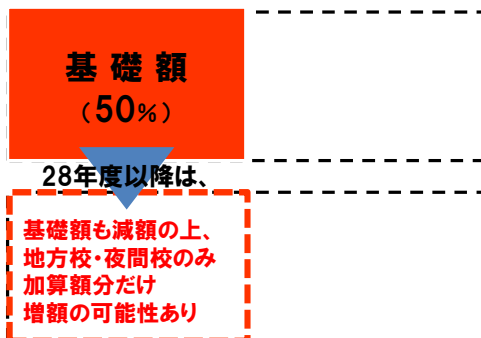
- 教育システム構築
- 教育プログラム開発、就職支援
- 他類型該当校支援プログラム

第2



- 教育プログラム開発、就職支援
- 連合、連携

第3



- 連合
(28年度以降は地方校・夜間校のみが対象)

※ 加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。